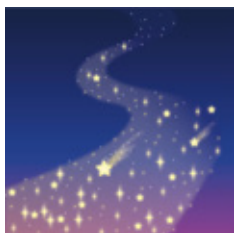




市制施行10周年 七夕飾り



本市は、平成17年7月7日の七夕の日に誕生してから、今年で10周年を迎えます。これを記念し、次のとおり七夕飾りを設置しています。

皆様に願いを書いていただけるよう、短冊を備えておりますので、ぜひご参加ください。



市制施行10周年「七夕飾り」

場 所	市役所本庁舎、西枇杷島庁舎、清洲庁舎、春日支所、にしびさわやかプラザ、清洲城、カルチバ新川、市立図書館、みずとびあ庄内
期 間	7月7日(火)まで(開庁、開館時間内)

■問合せ 企画政策課(本庁舎)

ふるさと納税のお礼品協賛企業説明会について

ふるさと納税制度は、都道府県・市町村に対して寄附をすると、寄附額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される制度です。(自分の生まれ故郷や応援したい地方団体など、どの地方団体に対する寄附でも対象となります。)

市では、本年秋以降をメドに、本市にふるさと納税として寄附をいただいた方に対するお礼品の贈呈を開始する予定です。つきましては、お礼品の提供に協賛いただける企業様を対象とした説明会を次のとおり開催します。

と き 8月3日(月) 午後1時30分から

と ころ 清須市役所本庁舎3階 第2会議室

提供していただいたお礼品につきましては、市ホームページ及び清須市が使用するふるさと納税専用のポータルサイトに情報を掲載します。また、お礼品を発送する際にはチラシ等を同封することも可能です。

これにより、企業様が取扱う商品の全国的な宣伝・PR効果も得られるものと考えています。

本説明会への参加を希望される企業様は、7月17日(金)までに市ホームページ上の参加申込書に必要事項をご記入の上、電子メール・FAX・郵送・持参等により企画政策課(本庁舎)までご提出ください。



■問合せ 企画政策課(本庁舎)



市納涼盆踊り



清須の夏の風物詩となった「清須市納涼盆踊り」が、今年も開催されます。迫力の和太鼓演奏、商工会青年部の協力により人気の模擬店の出店もあります。昔懐かしい夜祭の雰囲気の中、夕涼みにいかがですか？

清須市のイメージキャラクターのきよ丸、うるると清須音頭を踊りましょう。ぜひ、ご来場ください。

と き 8月1日(土)・2日(日) ともに午後6時30分から

と ころ 清洲城広場

主な催し 盆踊り、呼込太鼓、模擬店

※小学生以下のお子さんに、アイスクャンディーのサービスがあります！

(両日とも先着300名)

主 催 市文化協会

問 合 せ 市文化協会事務局[生涯学習課(清洲市民センター内)] ☎052-409-6471

※開催の可否は当日午後4時頃に決定します。中止決定等の問合せは、市文化協会事務局までお願いします。



青少年の健全育成に努めよう 一心のふれあう温かい家庭づくりをめざして

もうすぐ夏休みです。休みの開放感などから生活が乱れたり、有害な環境に接する機会が増えたりと子どもの非行の芽が育ちやすい時期です。

愛知県では7月1日から8月31日までを「青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動(夏季)」強化期間と定め、「非行の芽 はやめにつもう みな我が子」をスローガンに、青少年の健全な育成を図るための運動を展開します。清須市においても、その運動の一環として、次のとおり「青少年健全育成大会」を開催します。

清須市青少年健全育成大会

と き 7月8日(水) 午後1時から(講演は午後1時45分頃から)

と ころ 清洲市民センター ホール

意見発表 「学校と連携して子どもたちを見守り育む活動を目指して」

清洲小学校PTA会長 松岡 繁知氏

講 演 「本当の幸せとは ～矯正施設で学んだこと～」

講 師 Paix2(ペペ)(歌手)

講師紹介 NHK教育番組のテーマ曲や社会を明るくする運動の応援メッセージソングを発表するなど、Prisonコンサートの第一人者として活躍中!

ボランティア活動として、矯正施設でのコンサート回数は平成27年4月現在で361回を数え、世界で一番多く矯正施設「刑務所・少年院」でコンサートを実施している歌手として今、注目を集めています。

表彰等 法務大臣表彰(感謝状)を2度に亘り授与。その他、防衛大臣表彰受賞、作田明財団より「社会貢献優秀賞」受賞、日本BBS連盟会長賞受賞 など

●法務大臣より平成26年に『保護司』・平成27年に『矯正支援官』に任命

決 議 家庭教育推進連絡協議会幹事

問 合 せ 生涯学習課(清洲市民センター)☎052-409-6471



講師 Paix2(ペペ)

国保運協答申

国民健康保険制度の

安定のために

ひとりあたり医療費は増加の一途

国民健康保険は、皆さんが安心して医療を受けられるよう加入者一人ひとりが保険税を納めて必要な医療に充て助け合う医療保険です。

国民健康保険の医療費は、原則として、国、県、市からの補助金などと加入者の皆さんが納める保険税で賄うこととされています。

平成25年度の一人あたりの医

療費は、30万円を超え増加し続けている一方で、一人当たりの国民健康保険税額はおおむね横ばいで、バランスが崩れ、市の予算から繰入が行われています。

このまま繰入金が増え続けていくと、市の予算を圧迫し、市民サービスに影響を及ぼすことも懸念されます。

保険税徴収率向上と税率の検討を答申

昨年度、財政の健全化に向け、被保険者の代表者の方などが参加する清須市国民健康保険運営協議会が開催され、3月9日に答申を受けました。

保険給付費は、医療の高度化、新薬の誕生などにより増加傾向にあり、後期高齢者支援金及び介護納付金も、急激な高齢化により増加傾向にある。国民健康保険税額は、被保険者が減少し、平成23年度より

低い水準にとどまっております。一般会計からの繰入金は年々増加し国民健康保険財政は厳しい状況が続いている。

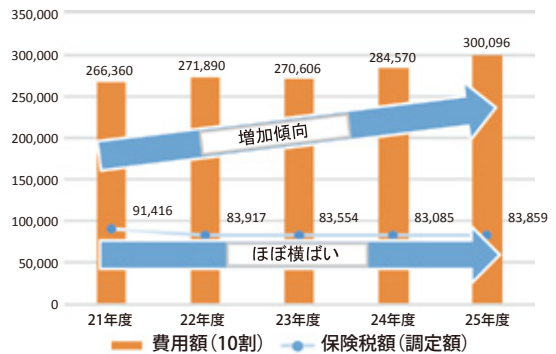
平成30年度から、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることを見据え、将来にわたり安定した運営を継続していくため、答申する。

① 保険税の徴収率の向上に努め

ること

② 税率について検討すること

医療費と保険税額の推移(円/人)



データヘルス計画を策定します

特定健診の実施や診療報酬明細書等の電子化の進展、国保データベースシステム等の整備により、健康や医療に関する情報を活用して被保険者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤の整備が進んできたことから、27年度にデータヘルス計画を策定します。

具体的には、生活習慣の状況、健康状態、医療機関への受診状況、医療費の状況などを分析し、直ちに取り組むべき健康課題と中長期的に取り組む健康課題を明確にし、目標値を設定します。

この計画に基づき、生活習慣病対策をはじめとして、被保険者の自主的な健康増進及び疾病予防の取り組みについて、保険者が支援の中心となり効果的で効率的な保健事業が展開されます。



行政ニュース

夢広場はるひ

保健だより

教室・講座

児童・子育てだより

フォトダイアリー

インフォメーション



保険年金課からのお知らせ

問合せ 保険年金課(本庁舎)



平成27年度国民健康保険税 納税通知書及び納付書について (本算定)

市では、毎年7月に国民健康保険税本算定を行い、年税額を決定しております。国民健康保険加入者の方がいる世帯に、本算定の納税通知書及び納付書を7月中旬に納税義務者(住民票の世帯主)に送付します。

※世帯主が国民健康保険加入者でない場合でも、世帯主が納税義務者となり、納税通知書及び納付書が送付されます。

本算定で決定した年税額から4月の仮算定(第1期)の額を差し引いた残りの額を、第2期から第8期の7回の納期に分けて納めていただきます。また、今年4月以降にご加入された方は、年税額を第2期から第8期の7回の納期に分けて納めていただきます。

詳しくは、7月中旬に送付します納税通知書に同封のお知らせをご覧ください。

国民健康保険高齢受給者証の更新について

現在お持ちの国民健康保険高齢受給者証の有効期限は、平成27年7月31日(金)までとなっております。平成27年8月1日(土)から使用していたら新しく受給者証を7月下旬までに送付します。

受給者証は、紛失や破損などに留意し、大切にしてください。

現在お持ちの受給者証については、8月1日以降に、保険年金課(本庁舎、西枇杷島支所、清洲支所又は春日支所へ持参いただくか)ご自身で破棄してください。

※破棄する場合は、ハサミ等で細かく切る等して、個人情報漏えいに十分注意してください。

平成27年度後期高齢者医療保険料 納入通知書を郵送します

後期高齢者医療加入者の方へ7月中旬に保険料納入通知書を郵送します。

通知書の内容をご確認ください。



後期高齢者医療の保険証 (更新分)について

現在、お持ちの後期高齢者医療被保険証の有効期限は、平成27年7月31日(金)です。平成27年8月1日(土)から使用していただく保険証を、7月中旬から下旬にかけて簡易書留郵便でお送りします。

簡易書留郵便では、受取るときに押印又は署名が必要となります。

配達時に不在の場合は、郵便受けに案内が入りますので、郵便局へ再配達依頼をしていただくか、直接受取りに行ってください。こととなります。

また、郵便局での留置期間(案内に記載されている期間)を超えると、保険証は保険年金課(本庁舎)に返還されます。その場合は、保険年金課の窓口でお渡します。現在の、現在お持ちの保険証と印章を持参してください。

郵送以外の受取方法

郵送ではなく、保険年金課での受取りを希望される方は、**7月1日(水)から10日(金)まで**の間に、電話などでご連絡いただき、7月22日(水)以降に印章と写真付きの



身分証明書を持参し受け取ってください。

※保険証は、有効期限を過ぎると使用できません。8月1日以降に医療機関等で受診するときは、必ず新しい保険証を提示してください。(旧保険証は、8月以降に裁断するなどして破棄するか、保険年金課(本庁舎)へ返却してください。)

国民年金免除等の 申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者(30歳未満)納付猶予制度」があります。

期間

平成27年度の年金免除期間は、平成27年7月から平成28年6月までの期間です。

また、2年1か月前の月分まで遡及して免除申請をすることができます。



申請に必要なもの

●年金手帳

●印鑑(本人が署名する場合、不要)

※平成27年度の年金免除Ⅱ平成27年1月1日時点で、他市町村に住民登録をされていた方は、前住所にて発行される平成27年度(平成26年中所得)の課税証明書を持参していただく必要があります。また、遡及して申請される場合も、同様に平成26年度の年金免除Ⅱ平成26年1月1日時点の同様のものが必要となります。

※前年に所得があり、失業した事を理由に申請される方は、添付書類として次の内のいずれかの写しが必要です。

●雇用保険受給資格者証

●離職票

(いずれもハローワーク発行書類です。紛失の場合はハローワークにて再発行してもらえます。)

申請窓口

保険年金課(本庁舎)

平成26年度更新時に所得超過により母子・父子家庭医療受給資格を喪失された方へ

平成26年度更新時に所得超過により母子・父子家庭医療受給資格を喪失された方であっても、平成27年度(平成26年中所得)の所得が減少された場合は、受給要件に該当すれば、再び認定を受けられる場合がございますので、要件を確認して申請してください。

児童扶養手当 本人所得制限基準表 (平成26年8月1日現在)	
扶養人数	前年所得
0人	192万円
1人	230万円
2人	268万円
3人	306万円
4人	344万円

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

申請に必要なもの

●健康保険証

●児童扶養手当証書(申請されていない方は、別途、聞き取りさせていただきます、必要に応じて提出いただきます。)

●印鑑

●養育費を受領されている場合は額のわかるもの

税だより

問合せ 税務課(本庁舎)

住宅の耐震改修工事に伴う固定資産税の減額について

昭和57年1月1日以前から所在する住宅で、平成27年1月2日から12月31日までに、一定の耐震改修工事を行った住宅について、翌年度分(通行障害既存耐震不適格建築物の場合、2年度分)の固定資産税の税額(120㎡相当分)が2分の1減額されます。

要件

耐震改修工事1戸当たりの工事費用が50万円超のもの

申請方法

改修工事後3か月以内に工事明細書及び領収書の写し、住宅耐震改修証明書を添付して税務課(本庁舎)へ提出。

住宅のバリアフリー改修工事に伴う固定資産税の減額について

平成19年1月1日以前から所在する住宅(賃貸住宅を除く。)で、平成27年1月2日から平成28年3月31日までに、一定のバリアフリー改修工事が行われた住宅について、翌年度分の固定資産税の税額(100㎡相当分)を3分の1減額します。

要件

65歳以上の方、要介護認定もし

くは要支援認定を受けている方又は障がいのある方が居住する既存の住宅において、補助金等を除く自己負担が50万円超の工事を行った方が対象となります。対象となる工事については、税務課(本庁舎)へお問合せください。

申請方法

改修工事後3か月以内に工事明細書や写真(改修前・後)などの関係書類を添付して税務課(本庁舎)へ提出。(工事内容を示す書類は、建築士、登録性能評価機関等による証明でも可。)また、工事内容等を書類で確認するとともに、必要に応じ現地確認を行います。

住宅の省エネ改修工事に伴う固定資産税の減額について

平成20年1月1日以前から所在する住宅(賃貸住宅を除く。)で、平成27年1月2日から平成28年3月31日までに、一定の省エネ改修工事を行った住宅について、翌年度分の固定資産税の税額(120㎡相当分)が3分の1減額されます。

要件

窓の断熱改修工事又はその工事と併せて行う床、天井、外壁の断熱改修工事で費用が50万円超のもの

申請方法

改修工事後3か月以内に工事明細書及び領収書の写し、現行の省エネ基準に適合した住宅であることの証明書等の関係書類を添付して税務課(本庁舎)へ提出。



平成28年清須市成人式

平成28年の成人式は、平成7年4月2日から平成8年4月1日生まれの方が対象です。
市内に住民票のある方(平成27年11月20日現在)に、12月上旬頃、案内はがきを郵送します。

と き 平成28年1月9日(土) 受付 午前10時30分 開式 午前11時
と ころ 春日公民館 大ホール

●市外転出者で清須市成人式に参加希望の場合

清須市出身で、市外に転出されている新成人の方もご参加いただけます。
参加を希望される場合は、生涯学習課(清洲市民センター)までご連絡ください。

●他市の成人式に参加される場合

成人式は市町村ごとに開催しています。成人式の事前申込みが必要なところや自由参加のところなど、開催の形式は様々ですので、参加を希望される他市町村に直接お問合せください。



平成28年清須市成人式実行委員募集

市成人式でのアトラクションの内容、記念品等の選定、式当日の進行を行っていただく成人式実行委員を募集します。

委員に就任後は、9月から12月頃にかけて5回程度開催される委員会に出席していただき、成人式の準備を進めていく予定です。

募集要件 平成28年に成人を迎える方で、実行委員会に必ず出席できる方

募集人数 若干名

■問合せはともに 生涯学習課(清洲市民センター) ☎052-409-6471



カラスによるごみ散乱被害が増えています

ごみの出し方を工夫することで、カラスによるごみの散乱を防止することができます。次の方法を参考に、ご協力をお願いします。

- ①生ごみを減らす
カラスにとって家庭から出る生ごみは餌となるので、食べ残しを減らし、生ごみを少なくする。
- ②生ごみを見えないようにする
カラスは主に視覚で食べ物を探すので、紙に包む等、外から見えないように袋の中央付近にまとめる。
- ③収集時間を守って出す
前日の夜や早朝にごみを出すと、カラスに荒らされやすくなるので、ごみは当日の決められた時間(朝8時まで)に出す。
- ④適切な方法によるネットなどの使用でごみを覆う
カラスにごみ袋を荒らされないようにネット等で覆う。(ネットの網目は、カラスのくちばしが通らない程度の細かいものが良い。)

農薬の使用にはご注意ください

雑草の処理や害虫の駆除などで、農薬を使用することがありますが、飛散することで人の健康に影響を及ぼすことが懸念されています。

■除草剤の散布について

道路や駐車場等に使用を限られた非農耕地用の除草剤は、農作物に使用できません。また、除草剤を散布すると

きは、次のことに注意しましょう。
①農林水産省への農薬登録がされている農薬又は特定農薬であることを確認する。
②適用作物、総使用回数、使用量、希釈倍数、使用制限を確認する。
③農薬使用状況を把握・確認するため、使用記録をつける。
④飛散しにくい剤型(粒剤型)の農薬を選ぼうとする。
⑤風のないときや弱いとき風向きなどに気をつける。
⑥病虫害の発生状況に応じて農薬を選び、農薬使用を必要最小限にする。もしくは農薬を使用しない方法(草刈りなど)も考える。

なお、やむを得ず、農薬を使用するときは、事前に周辺住民の方に日時や連絡先、散布方法、農薬の種類などを知らせておく。

発火性危険物の分別の徹底のお願い

先日、本市の不燃ごみ収集中に収集車内のごみが燃える火災事故がありました。原因は、使いかけのスプレー缶でした。

このような車両火災が起きないように、カセットボンベ、スプレー缶及びライターは、中身を使い切った(火の気のない風通しの良いところで穴を開けて「発火性危険物」として資源の収集日に出してください。

※詳細は、資源とごみのガイドブックを参照ください。
問合せはともに 生活環境課(本庁舎)

マイナンバー(社会保障・税番号制度)が始まります①

平成27年10月からマイナンバー(社会保障・税番号制度)が始まります。マイナンバー制度について、これだけは知っておいていただきたいことを4回にわたりお知らせします。

☆覚えておきたい4つのこと☆

1つめ 住所確認!!

現在お住まいの場所と住民票の住所が異なる場合には、**通知カードを確実に受け取ることができない可能性があります。**住民票の異動をお願いします。

原則として、マイナンバーは**住民票に記載された世帯ごとにお送りします。**



■問合せ 市民課(本庁舎)

平成27年度臨時福祉給付金(簡素な給付措置)のお知らせ

消費税率の引上げによる影響を緩和するため、所得の低い方に対して、制度的な対応を行うまでの間の暫定的・臨時的な措置として、「臨時福祉給付金」を支給します。

申請の方法や支給手続きなどの具体的な内容については、現在検討中のため、支給方法等が決まり次第、広報清須や市ホームページでお知らせします。

■問合せ 社会福祉課(清洲庁舎)



「清須市ジュニアリーダーの育成」市民記者がゆく! まちなかWatch②

市民記者 小出 美佐子

清須市子ども会連絡協議会では、子ども会活動に欠くことのできない「ジュニアリーダー」の育成と資質の向上を目指すため、他のリーダーと交流することで、「規律」・「協力」・「親睦」を学ぶ体験ができ、ジュニアリーダーとしてのスキルアップにつながるかと考え、毎年、東尾張地区リーダー研修会や春日井市ジュニアリーダー養成講習会に積極的に参加してきました。



春日子ども会大会で小学生たちにゲームを教えるジュニアリーダー

清須市ジュニアリーダーは、現在、中学生・高校生合わせて17名です。今年の8月1日・2日に行われる東尾張地区リーダー研修会は、清須市が主催となっており、清須市のジュニアリーダーが、主

役となります。東海豪雨から15年目を迎える節目の年となるので、「防災」をテーマにしたキャンプを企画しています。ハイゼックスを使って防災食を作ったり、新聞紙で作った紙コップ・スリッパを使用するなど、体験活動を積極的に取り入れていく予定です。



ハイゼックスを使って防災食作りをするジュニアリーダー(写真中央)

また、毎年行われる春日地区子ども会大会の時には、低学年対象にゲームと一緒に楽しんだり、子ども会球技大会では、司会進行の手伝いもしています。

小学校5・6年生の皆さん、「清須市ジュニアリーダー」になってみませんか。ジュニアリーダーたちと一緒に楽しもうではありませんか。

行政ニュース
夢広場はるひ
保健だより
教室・講座
児童・子育てだより
フォトダイアリー
インフォメーション